



栃木県公報

令和3(2021)年
3月13日(土)
号外
第7号

目次

○家畜等移動禁止区域の指定	1
○疑似患畜の届出	1

告 示

栃木県告示第123号

高病原性鳥インフルエンザまん延防止のため、栃木県家畜伝染病まん延防止規則（昭和29年栃木県規則第27号）第5条の規定により移動又は他の区域への移動を禁止する区域及び家畜等を次のとおり指定する。

令和3(2021)年3月13日

栃木県知事 福田 富一

- 禁止家畜等
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにこれらの死体並びに家畜伝染病の病原体を広げるおそれがある物品
- 移動を禁止する区域
次の図のとおりとする。
- 他の区域への移動を禁止する区域
次の図のとおりとする。
- 禁止する期間
令和3(2021)年3月13日から当分の間
(「次の図」は、省略し、その図面を栃木県農政部畜産振興課に備え置いて縦覧に供する。)

(畜産振興課)

公 告

○疑似患畜の届出

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が疑似患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

令和3(2021)年3月13日

栃木県知事 福田 富一

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	頭羽群数	発生の場所又は区域	発 生 年 月 日	経過及び転帰
高病原性鳥インフルエンザ	鶏	疑似患畜	約77,000羽	芳賀町	令和3(2021)年 3月13日	法令殺

(畜産振興課)